

## 立ち直りのための青少年の居場所づくり委託事業業務公募説明書

### 1 当該公募の趣旨

本業務については、非行少年の実態を熟知するとともに、相談・助言や修学・就労支援に対する高度な技能が求められるため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は企画競争を実施する。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 立ち直りのための青少年の居場所づくり委託事業
- (2) 業務内容 小倉駅及びその周辺繁華街において、立ち直りのための青少年支援拠点を運営する業務について委託する
- (3) 履行期間 令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

### 3 応募要件

#### (1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- ウ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

#### (2) 基本的要件以外の要件

- ア 北九州市内における地域防犯活動などの実施を通じて、青少年の非行動向及び実態を熟知していること。
- イ 非行少年への対応や修学・就労のための相談・助言など、青少年の非行防止・更生にかかる高度なスキルを有し、本市における類似の事業で実務経験及び更生実績を有すること。

#### 4 手続き等

##### (1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 福岡県北九州市小倉北区城内1-1

担当課名 子ども家庭局こども若者成育課

電話番号 093-582-2392 FAX 番号 093-582-0070

##### (2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

###### ア 交付期間

令和7年2月25日（火）から令和7年3月11日（水）まで（閉庁日を除く。）の毎日、8時30分から17時15分まで

###### イ 交付場所

(1)に同じ。

###### ウ 交付方法

交付場所において配布します。

###### エ 交付書類

説明書、参加意思確認書

※北九州市こども若者成育課のホームページからダウンロードも可能です。

##### (3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

###### ア 提出期間

令和7年2月25日（火）から令和7年3月11日（水）まで（閉庁日を除く。）の毎日、8時30分から17時15分まで

###### イ 提出場所

(1)に同じ。

###### ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類（会社概要のパンフレット、同種又は類似業務委託の受託実績証明書や契約書の写し等）を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

##### (4) その他

ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても参加意思確認書の提出を無効とする。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。

エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。

オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札又は企画競争を中止する場合がある。
- ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。
- ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市子ども家庭局こども若者成育課長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。